

目 次

第1条（規約の適用）	2
第2条（用語の定義）	2
第3条（本サービスの内容）	2
第4条（契約期間）	2
第5条（提供条件）	2
第6条（コンテンツサービス）	2
第7条（知的財産権および成果物の帰属）	3
第8条（個人情報の取扱い）	3
第9条（責任の制限）	4
第10条（利用者の維持責任）	4
第11条（貸与品の交換および修理）	4
料金表	5
別記1 料金の支払方法	5
別記2 契約者に関する情報	5
附則	6

第1条（規約の適用）

大分ケーブルテレコム株式会社（以下「当社」といいます。）は、利用者に対し、当社が別に定めるJ:COM TV サービス加入契約約款（以下「TV 約款」といいます。）ならびにこの Smart J:COM Box サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、Smart J:COM Box サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

- 2 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。
- 3 TV 約款に規定されている事項と、本規約に規定されている事項に矛盾がある場合は、本規約を優先します。特段断わりが無い場合は、TV 約款の規定に準じます。
- 4 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます。）または電気通信事業法および関連法令等において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) Smart J:COM Box	当社が TV 約款に別に定めた本サービスの提供に限り使用される、放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する高機能型 STB
(2) コンテンツ	当社や提携事業者等が提供する各種の有償または無償のコンテンツ（以下「コンテンツ」といいます。）
(3) コンテンツサービス	コンテンツサービスとは、Smart J:COM Box 上でコンテンツを提供するサービス。

第3条（本サービスの内容）

当社は、TV 約款に定める事項のほか、下記のサービスを提供します。

- (1) Smart J:COM Box サービス
 - ・ Smart J:COM Box を利用したコンテンツサービス

第4条（契約期間）

TV 約款で定める期間が契約期間になります。

- 2 コンテンツについては、各種のコンテンツの定めに従います。

第5条（提供条件）

Smart J:COM Box サービスは、下記の契約者に限り、提供します。

- (1) TV 約款に規定する高機能型 STB の契約者
- (2) TV 約款、インターネット接続サービス契約約款（以下「NET 約款」といいます。）および規定する当社が別に定める定期契約の契約者

第6条（コンテンツサービス）

本サービスの契約者に対し、提携事業者により次のサービスの提供を行いません。なお、提供事業者によりサービスの一部または全部を変更もしくは終了することがあります。当社は、本サービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

- (1) 提携事業者によるコンテンツサービス

提供事業者が定める規約に基づき各提供事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本規約の他に各提供事業者が定める規約・利用条件等を遵守いただきます。

第7条（知的財産権および成果物の帰属）

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。利用者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行なうことはできません。

- 2 利用者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、利用者は、自己が回答した内容等につき著作権人格権を行使しないものとします。
- 3 当社は、利用者の本サービス利用に関する視聴率等の統計情報（個人を特定できる情報は含みません）を作成することができます。なお、当該統計情報およびこれらに基づく情報は当社に帰属し、利用者は如何なる権利も持たないものとします。

第8条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関するガイドライン（平成29年4月27日総務省告示第159号）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年4月18日総務省告示第152号）に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーおよび本規約の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

- 2 当社は、契約者の個人情報（別記2）を次に掲げる目的のために利用するものとします。
 - (1) 契約者の確認や利便性の提供・向上、並びにサービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、アフターサービス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、および料金請求や収納業務等のため。
 - (2) アンケート調査およびその分析を行い、設備の保守および新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図り、あるいは集計・分析を行い、統計資料または匿名加工情報を作成するため。
 - (3) 契約者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、当社の各種サービス・キャンペーン・イベントまたは業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため。
 - (4) 契約者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、および応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。
 - (5) 契約者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上のため。
 - (6) 契約者世帯のテレビの視聴日時、チャンネル、および番組内容（以下総称して「視聴履歴」といいます。）、Smart J:COM Boxの双方向通信サービスまたはインターネットの使用状況（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます）、並びにSmart J:COM Boxの操作に関する記録を利用し、営業・販売活動の促進やプロモーションを行い、またはお勧め情報の表示を行うため。
 - (7) 上記(1)～(6)のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、当社が契約者の個人情報を利用することがあります。
 - (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行

に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 4 当社は、本条第 2 項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を業務委託先に委託することができるものとします。
- 5 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。
 - (1) 予め契約者本人の同意を得た場合。
 - (2) 合併、会社分割、事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合であって、本条第 2 項、第 3 項に規定する利用目的の範囲内で当該個人情報を取扱う場合。
 - (3) 本条第 3 項に規定する事項に該当する場合。
- 6 当社は、視聴履歴の取得から最大 7 年間の保存期間の経過後、当該情報を削除するものとします。ただし、当該保存期間の経過を待たずに当社が不要と判断した場合は、直ちに削除するものとします。
- 7 当社は、契約者が Smart J:COM Box 上で所定の設定を行った場合には、本条第 2 項第 6 号に規定する目的で視聴履歴を利用しないものとします。

第 9 条（責任の制限）

本規約で定めるサービスにおいて、当社は TV 約款に定める場合のほか、責任を負いません。

第 10 条（利用者の維持責任）

- 契約者は、当社からの貸与品の取扱いにおいては、十分に注意して行い、故障に際しては契約者の責に帰すべき理由のときには、その修理代金を全て負担するものとします。
- 2 契約者が、Smart J:COM Box におけるウイルス駆除等の予防策を怠った場合、貸与品の高所からの落下、貸与品の浸水、貸与品の焼失および滅失の場合は、理由の如何に係らず、契約者が修理代金もしくは機器損害金の全てを負担するものとします。
 - 3 当社は、契約者からの要請に基づき、前 2 項に該当する故障した貸与品等の交換・修理等を行なった場合、当社が交換・修理に要した費用を請求することがあります。
 - 4 貸与品について、その機能に支障がない場合でも、外装の傷やシール等の痕跡等により、当社は機器損害金を請求することがあります。

第 11 条（貸与品の交換および修理）

- 第 10 条（利用者の維持責任）に該当しない場合で、貸与品に不具合が発生した場合、当社は交換もしくは修理を行ないます。
- 2 貸与品の交換および修理に際して、貸与品内部に保存されているコンテンツサービスや、データ等は全て消去します。保存が必要な場合は、契約者が事前に保存を行なう必要があります。なお、有料のコンテンツサービスは、当社にて管理しているため、再度コンテンツサービスをダウンロード等する際に料金を請求されることはありません。
 - 3 当社は、契約者の責に帰さない場合には、貸与品の交換および修理に関する費用の負担は求めません。

料金表

当社は、本サービスに係る料金を、TV 約款に定めるほか、定めのないものについてはこの料金表に従い適用します。

1. 月額利用料

TV 約款に定める額

2. 工事費等

サービス名	設置および撤去工事費	故障点検・補修費
Smart J:COM Box サービス	実費	実費

3. 損害金(不課税)

Smart J:COM Box	23,000 円/台
Smart J:COM Box 専用リモコン	3,000 円/個 (※1)
取扱説明書	実費
Smart J:COM Box HDR	40,000 円/台
4K Smart J:COM Box<録画機能付き>	50,000 円/台

※1 リモコンのみ未返却の場合、1 個毎に適用します。

4. 手続きに関する料金

サービス変更手数料	別に算定する実費相当額
-----------	-------------

5. 初期費用

初期費用	-
------	---

別記 1 料金の支払方法

- 1 契約者は、料金について、支払日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 2 契約者は、当社所定の申込書に記入の上、金融機関の契約者の口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段を用いて、支払っていただきます。
- 3 クレジットカードによる場合、当社が有する契約者に対する債権を、クレジットカード会社等に譲渡することについて、契約者は同意したものとみなします。料金は当該クレジットカード会社の会員規約において定められた振替日に指定の口座から引落とされることとなります。
- 4 第 2 項および第 3 項にかかわらず、当社が特に定める場合には、契約者は、指定する金融機関等、または当社のサービス取扱所において、当社が定める期日までに支払っていただくことがあります。
- 5 契約者は、契約の申込を行なう場合に、サービスの提供開始に先立って、契約に基づき支払うべき額の一部を、前もって支払いただく場合があります。なお、支払いただいた金額は、解約に伴い一切の料金その他の債務を精算した後、なお残額がある場合を除き、一切返還いたしません。
- 6 料金の過払いもしくは不足が生じたときは、当社は原則、次回の料金債務に充当もしくは加算します。
- 7 当社は、毎月 1 日から末日までを 1 ヶ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。
- 8 当社は、前項の方法で計算した利用料（月額）を、原則、当該月内に請求するものとします。

別記 2 契約者に関する情報

- 1 契約者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先、職業、勤務先、生年月日等に関する事項。

Smart J:COM Box サービス利用規約

- 2 契約の申込日、サービスの提供を開始または解除した日（一時停止および再開をした日を含みます。）、その他当社に請求、通知等した日に関する事項。
- 3 契約内容に関する事項。
- 4 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。
- 5 視聴履歴、Smart J: COM Box の双方向通信サービスの利用履歴（画面操作およびアプリケーション操作を含みます。）に関する事項。
- 6 インターネット利用履歴（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます）に関する事項。

附則

（実施期日）

本規約は、平成 29 年 3 月 1 日より施行します。

（経過措置）

本規約に定めるサービスは、準備が出来次第提供を開始します。

（実施時期）

1 別記 1 第 8 号の改定規定は平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

2 前項以外の改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

前項（実施時期 第 2 項）の改正規定の掲示日である平成 29 年 8 月 1 日から前項に定める実施時期までの間は告知期間であって、当該期間中は、従前の規定が適用されるものとします。